

日本共産党の内藤隆司です。

平成30年度政策財政運営の基本方針について質疑をおこないます。「基本方針」では、東日本大震災からの復興の「総仕上げ」と位置づけていますが、被災者の生業と生活再建へむけたとりくみには、まだまだ乗り越えなければならない問題が山積しており、「総仕上げ」とは程多いのが現状と言わなければなりません。少人数学級や私学助成などの県民の切実な要望は全く触れられておらず、また電気自動車への流れが大きくなっている中で、依然として燃料電池自動車に過度に肩入れし、さらに住民合意を得る可能性が全くない放射性廃棄物の一斉焼却を推進するなど、県政の方向性には大きな問題点があると考えています。

本日は、時間の関係もあり、上工下水道事業を一体化し、管理運営を民間企業に委譲する「みやぎ型管理運営方式」に絞って質問をしたいと思います。

(1) 最初に、11月7日、郡仙台市長が市長会の知事懇談会の場で、上工下水の運営権譲渡について懸念を表明したことについて、どう捉え、これにどう応えるのか、お聞きしたいと思います。その後の記者会見で、郡市長は、「仙南、仙塩広域水道の17市町の思いを代表させていただいた」と発言されている通り、仙台市長だけの懸念ではないと思います。いかがでしょうか。

「みやぎ型管理運営方式」は、県企業局、県土木部が管理している上工下水事業の管理運営権を民間に委譲するということですが、市町村の理解を得ないまま進めるということにもならないと思います。自治体がこうした懸念を表明したままであれば、当然、県民の安心も生まれることはありません。今後のスケジュール案では、今年度中に事業スキームが確定されることになっていますが、このスケジュールありきで進めるのではなく、まずは、十分な説明と納得を得る努力が必要と考えますが、いかがでしょうか。

(2) 次に、収支シミュレーションのあり方について伺います。収支シミュレーションは、①現行体制による運営を継続する場合の算定②みやぎ型管理運営方式を導入した場合の算定、の両者を比較して判断する、としています。しかし、これでは運営権を民間企業に譲渡することの優位性を示すものにはなりません。私は、上工下水の一体管理は推進すべきであると考えています。問題は、民間に委ねるのかそれとも公営として維持するのか、にあります。そうであるとするならば、上工下水の一体管理を推進したうえで、公営として運営するという選択肢があるし、この収支シミュレーションを比較検討の対象にすることを提案するものですが、この点についてはいかがでしょうか。

民間企業に委ねればすべてうまくいくというのは間違っています。ケースバイケースで具体的な比較検討をおこなうことが求められています。仙台市長をはじめとした自治体関係者の懸念と不安は、公共性の極めて高い水道事業を長期にわたって民間に委ねることにあるわけです。公営企業として維持しつつ上工下一体の管理をおこなうという提案は、こうした懸念と不安を払しょくするものであると確信します。したがって、収支シミュレーションの比較検討にあたっては、この提案を選択肢に加え、3つの方向性の比較検討しなければ、「みやぎ型管理運営方式」の優位性を証明したことにはなりません。いかがでしょうか。

「事業概要書(案)」では、人口減少社会の進展により「長期的には、水道料金や負担金水準の維持が困難な状況になる」ことが、みやぎ型管理運営方式を導入する理由の一つにあげられています。しかし「検討会」の場では、民間企業の側から「料金の値上げは必須であり、民間経営のために値上げになったと言われたいようにしてほしい」との意見が出されています。そんなことを言うのなら、管理運営を民間企業に委ねる必要はないのではないのでしょうか。企業の側から出てくる発言は「料金の値上げは当然のことで、県民は黙ってそれを受け入れろ」というもので、自分たちが運営すれば料金の値上げを押しえられるという話は、一つも出ていません。企業に任せれば料金は抑えられるというのは、幻想にすぎないのではないかと思います。いかがでしょうか。

(3) 「事業概要書(案)」では、事業の継続が困難になった場合、「一部の事業のみ解除することも妨げない」となっていますが、PFI 法第 26 条では、「公共施設等運営権は、分割し又は併合することができない」と規定しています。「一部事業のみ解除」は、PFI 法で禁止されている運営権の分割にあたるのではないのでしょうか。

(4) 次に、仙台市長も懸念の一つとしてあげておられたモニタリングの問題について伺います。私は建設企業委員会で民営化された仙台空港のモニタリングについて質した経緯があります。運営権者自らがおこなうセルフモニタリングはホームページ上で公表されることになっていますが、毎月おこなう 1 次モニタリングは、項目ごとに○印がつけられているだけで、2 次モニタリング、3 次モニタリングは掲載されていません。モニタリング結果の公表が義務付けられているのは、健全に管理運営されていることを国民に知らせる必要があるからだと思いますが、ホームページ上で公表されている資料では、そのことが全く理解できない内容になっています。仙台空港は、直接的には国土交通省と運営権者の問題ですから、改善を求める意見を申し上げたわけですが、「みやぎ型」は県が当事者になるのですから、そこはしっかりやらしてもらわなければなりません。いかがでしょうか。

上工下水の場合、セルフモニタリングだけに依拠するのではなく、県が直接おこなうモニタリングが重要だと思います。「実施頻度やモニタリング項目については別途提示する」となっています。そこを早急に具体化して、県民や市町村に示さなければ市町村の理解をえることはできないのではないのでしょうか。

県が責任をもったモニタリングをおこない、運営権者に必要な改善措置を求めるということになると、そのための人材を確保しておかなければならないと思います。現在、企業局は少数精鋭で管理運営をおこなってきていると認識していますが、現在より職員を減らしてしまえば、運営権委譲後に県としての責任を果たすことができなくなると危惧しています。企業局の職員の数は減らさないことを確認したいと思います。下水道部門が企業局に移ることになりますから、その分の人員をむしろ増やさなければなりません。この点はいかがでしょう。

一般的には、民営化のメリットとして効率的な運営による人員削減があげられると思いますが、「みやぎ型」にはそのメリットもない、ということになるのではないのでしょうか。それでは、どこにメリットがあるのか、この点も明らかにされなければならないと思いますがいかがでしょうか。

(5) 次に、リスク分担について伺います。需要リスクや物価変動リスク、法令や条例の変更による影響について、運営権者が県に協議を申し出ることができる規定があります。しかし、その記述は「著しい変動」「大幅な変動」「甚大な影響」というもので、極めて曖昧で抽象的です。これでは、協議するかどうかの判断が客観的におこなわれたい恐れがでてきます。例えば農業共済の場合には、3割を超える減収に対して、7割を補償するなどというきめ細かい取り決めがあります。リスク分担についても、具体的な取り決めを事前しておく必要が絶対にあると思います。いかがでしょうか。